

「東アジア成年後見法会議」傍聴記

ワシントンD.C.で開催された第3回成年後見法世界会議の前日である2014年5月27日に、日本成年後見法学会は、東アジア成年後見法会議を主催した。新井誠理事長はモデレーターを担当し、日本・韓国・香港・台湾（報告順）からはそれぞれ基調報告者1名とパネリスト1名を指定し、報告・議論を交わした。

◇基調報告

大貫正男副理事長は、日本の市民後見人が発足する背景、すなわち家族後見人の割合の低下と担い手の不足を紹介したうえで、市民後見人の概況、事務内容および地方行政・裁判所との連携構造について説明した。

仁荷大学教授の朴仁煥氏は、韓国の新成年後見制度の施行と挑戦について報告した。法定後見制度の3つの類型のうち、「特定後見」が国連の障害者権利条約にもっとも合致するものであるが、新法の施行以来、「成年後見」を利用する数が圧倒的に多い。「特定後見」の利用を促進するため、発達障害者の後見のみに提供する国の補助を、認知症に懸った高齢者にも拡大して適用すべきであると主張した。

香港大学教授のルシナ・ホー氏は、「障害者の財産管理——香港の課題」をテーマに、香港における持続的代理権（Enduring Power of Attorney）の利用者数がわずか66件という事実を指摘した。その理由は、厳格な成立要件、代理権の範囲が身上事項に及ばないこと、後見人の権限に関する規定が不明確であること、があげられた。制度の利用を拡大・促進することは今後の重要な課題である。

国立台北大学教授の戴瑀如氏が、台湾の成年後見制度に関する民法と家事事件法の法改正を紹介した。残された課題としては、「監護」類型の下で、被監護人は全く行為能力がなく、現有能力が尊重されていない点をあげられた。それを改善す

る方法として、後見制度を行為能力制度と分離し、さらに、任意後見制度を創設すべきであると提案した。

◇パネル・ディスカッション

4人のパネリストは、上述した基調報告をもとに、自国の成年後見制度の詳細についてさらに補足した。

池田恵利子副理事長は、日本の成年後見人等の不正行為を取り上げ、その再発を防止するための対策を紹介した。

韓国漢陽大学教授の諸哲雄氏は、「特定後見」と「任意後見」の利用を促進するため、本人の人権擁護に関する意識を高める必要があると強調した。

香港大学教授のレベッカ・リー氏は、中国大陸の成年後見に関わる2つの新しい立法動向、すなわち2013年5月に施行された精神衛生法と高齢者権利保障法を紹介し、これによって任意後見契約が認められたが、いまだ現代化した成年後見制度が整備されていないと分析した。

筆者は、後見事務の遂行および裁判所の判断が、場合によって被後見人の家族の意向に左右されることを指摘し、家族の役割の再考を促した。

その後、ディスカッションに入り、新井誠理事長は、パネリストとともに、東アジアにおける任意後見制度の普及の可能性、後見制度と家族構成員との密接な関わり等について議論した。最後は、東アジア以外の地域からのコメンテーターであるヨヘン・エクスラーケーニツヒ氏、ダニエル・コー氏、デイビット・イングリッシュ氏、フォルカー・リップ氏がそれぞれ簡単な感想を述べ、充実した会議となった。

（国立台湾大学教授 黄 詩淳）